

◎新潟県告示第794号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区上牧字高落1483から1493まで、1493の子、1494から1497まで、1498の1、1498の2、1499、1500の1から1500の3まで、1501から1503まで、1504の1から1504の3まで、1505、1506、1519、1520、1520の子、1521、1522の1、1522の2、1523から1532まで、1532の1、1533、1534の1、1534の2、1535、1536、1538、1539、1543から1545まで、1547から1553まで、1555、1559、1560の1、1560の2、1561から1565まで、1565の1、1568、1569、1570の1、1570の2、1571、1572の3、1572の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高落 1483、1484、1489、1490、1500の3、1501から1503まで、1521、1522の1、1522の2、1523、1524、1527、1534の2、1543から1545まで、1547から1553まで、1555、1559、1560の1、1560の2、1561から1565まで、1565の1、1568、1569、1570の1、1570の2、1571、1572の3、1572の4

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）備え置いて縦覧に供する。）